

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 29 日現在

機関番号：33704

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370879

研究課題名(和文) 中世末期ロシアにおける国家・教会関係の緊密化の法的研究

研究課題名(英文) On closing Relationship between the State and the Church in Medieval Russia from the juridical point of view

研究代表者

宮野 裕 (MIYANO, Yutaka)

岐阜聖徳学園大学・教育学部・准教授

研究者番号：50312327

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、中世末期ロシアにおける国家・教会関係がどのようにして、緊密化をしていくのか、法的観点からこれを考察する研究であり、その緊密化過程を同時代状況の文脈におき、そのヴィヴィッドな側面を明らかにしようとするものであった。個々の法文献については、14世紀の「府主教裁判法」の分析を行った。その上で、それも含めて、14世紀後半のモスクワにおける教会法の取りまとめと刷新が生じたことを明らかにした。更にその後の14世紀末から15世紀初頭の教会法を分析し、この時期における国家教会関係の緊密化の段階について論じた。

研究成果の概要(英文)：This study is to re-examine how to close national-church relations in the late middle ages Russia. - to re-examine from a legal point of view. I placed the compaction process in the context of the contemporary situation. It revealed that in the late 14th century Moscow the renewal and the compilation of canon law has occurred. And I discussed subsequent history of the canon law of the early 15th century from the end of the 14th century, which revealed the stage of compaction of the state church relations in this period. For individual legal literature, an analysis of the "metropolitan trial law" of the 14th century was done.

研究分野：ロシア中近世史

 キーワード：ロシア中世 正教会 ヤロスラフの教会規定 キプリアン コルムチャヤ 府主教裁判法 ウラジーミル
 の教会規定

1. 研究開始当初の背景

私の大きな関心は、ロシアにおける政治権力の在り方にあった。帝政期、ソ連時代、現在のロシアを通じ、ロシアは常に強大な政治権力者によって指導され、また民の側においてもそれを許容する立場が強い。私の考えでは、そうした「政治文化」の原形は14世紀から徐々に形成され、15世紀末のイヴァン3世の時代にはほぼ基本形が出来上がり、近世前期において更に確固としたものにされた。大まかに言えば、この時期に西欧における貴族層や社団組織のような君主権力を制限する勢力は次第に潰され、権力への「社会の隷属化」が進行する。その一方でこの同じ時期に、正教会が君主権力を支える太い柱になり、君主権力の正統性や至高性を論じ、イデオロギー装置として「社会の隷属化」の一翼を担った。こうした意味で、この時期のロシアにおける国家と教会の関係、特にこの時期に生じた両者の急接近・緊密化の経緯を探ることが重要である。

私は、正教会が君主権力に接近し、これを支える柱になっていく状況について、具体的な歴史的諸「事件」の検討を通じて明らかにし、その一契機については著書として刊行した(『「ノヴゴロドの異端者」事件の研究---ロシア統一国家の形成と「正統と異端」の相克』、風行社、2009年)。また科研費を獲得し、14-15世紀のロシア正教会による君主権力の正当化活動を検討した(「ロシア中世国家における権力の正統性の確立の研究」[平成17-19年。個人])。16世紀以降については別の科研費プロジェクトにて研究を進めている(「ヨーロッパ・地中海世界における異宗教・異宗派間の相剋と融和をめぐる比較史研究」[平成21-24年。代表：深沢克己東京大教授])。

しかし他方で、歴史的現実の中で、諸事件を通じて醸成された国家と教会とのそうしたインフォーマルな関係を支え、或いは裏付けるような、国家と教会との関係の法制度的側面を扱った基盤的研究が国内はおろか海外でも少なく、僅かに存在する研究も概説的研究であり(2003年のクタフィン他、また同年のスタドニコフの国家教会関係の法的基盤に関する研究を参照)。私は不満を覚えずを得ない。そこで私は数年前より、中世ロシアにおける国家と教会の関係を規定した諸法、規則、文書のそれぞれについて史料学的問題、史学史上の位置づけの問題について論じてきた(イヴァン3世及び4世雷帝期の両法典に含まれる国家・教会関係を定めた諸規定等)。また別の科研費(「近世ロシアにおける法文典の史料学的ならびに文献学的研究」[平成16-18年。代表：松木栄三静岡大教授])課題にて17世紀の国家・教会関係について報告した。また北大スラヴ研究センターの21世紀COEの研究会(「中世ロシアの法と文化」[平成16-19年：代表：栗生澤猛夫北海道大教授])にて、ロシアの政教一

致的政体のあり方のまさに体现するノモカノン(世俗・教会法を一体にした法令集)に関する報告を行った。

他方、上述の概説的研究においては、個々の諸法、規則、法文書は順番に並べられて紹介されるだけであり、当時の歴史の中に位置付けられていない。そこで個人で別途科研費を獲得し(「中世ロシアの国家・教会関係の緊密化の法的研究」[平成22-24年])、キエフ・ルーシの時代からモスクワ大公国成立期までの代表的な国家・教会関係を規定する法文書を検討した。この成果は別の科研費(「中世ロシア諸法典の歴史的展開に関する研究」[平成22-25年。代表：豊川浩一明治大教授])において、当時の歴史状況に位置づけるという形で発表した。

そこで、その検討結果を基に、更に次の時代における状況の展開について、私は「中世末期ロシアにおける国家・教会関係の緊密化の法的研究」という題目を掲げ、諸法史料の検討と14-16世紀のロシアの国家と教会との関係の歴史的脈絡におけるその位置づけ、当時の両者の緊密化を下支えした法的基盤の理解を深め、現代ロシアにまで続く「社会の隷属化」の歴史的一因を探ろうと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、「中世末期ロシアにおける国家・教会関係の緊密化の法的研究」という課題名の下、我が国では誰も手を付けていない、また海外でも概説的文献しか存在しない中世末期のロシアにおける国家と教会との緊密化を基礎づける法制度の研究であった。

これは、具体的に言えば、当時の両者の緊密化を下支えした法的基盤の理解を深めることにより、中世以来ロシア政治権力を支え続けた正教会の歴史的役割の解明を目指す試みであり、そして同時に、現代ロシアにまで続く「社会の隷属化」の起源を探ろうとする試みであった。

3. 研究の方法

(1) 国内の大学・図書館には専門文献が殆どなく、従って私は、中世ロシア・モスクワの君主権力と教会の緊密化の法的基盤に関する情報と資料収集のためにモスクワに渡航した(具体的にはモスクワ歴史図書館)。そこで必要なアルヒーフ及び専門文献を手し、その解読・分析・解釈を行った。

(2) 当初の具体的目標としては、14世紀の府主教座教会と大公権の緊密化とそれを支えた法的基盤の研究について、複数の法史料の試訳(府主教裁判法、府主教とモスクワ大公との諸管轄権協約等)の作成から始め、その検討、個別テーマに関する中間報告、海外での研究資料の収集と海外研究者との交流、そして論文の執筆であった。

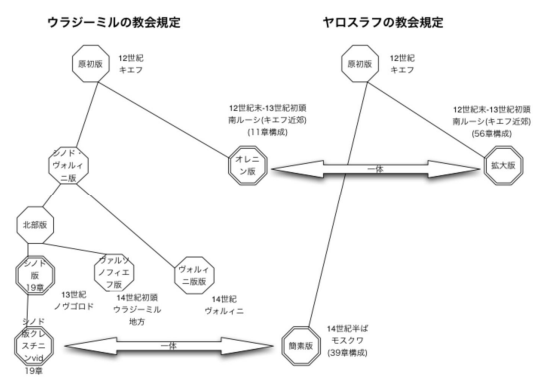
(3) 本研究に必要な設備備品として、口

シア・諸外国で出版された中世ロシア君主権力と教会との関係の法的基盤と近隣領域に関する刊行文献・研究文献の購入、個別テーマに関連する文献・資料や必要な研究補助機材(ノートPC)を購入した。国内旅費は主に大学図書館における文献収集と研究発表の旅費にあてた。外国旅費は国外(ロシア)調査の旅費にあてた。

4. 研究成果

本研究「中世末期ロシアにおける国家・教会関係の緊密化の法的研究」の課題は、中世ロシアにおける国家と教会との緊密化の過程を、主に研究が不足していると考えられる法的側面から考察することであった。分析は具体的な史料や場面ごとに行った。

まずはこれまで進めて来た「ウラジーミルの教会規定」と「ヤロスラフの教会規定」の分析を一つにまとめ、一四世紀中頃にこれらがロシア版のいわゆるノモカノン(『舵の書』とも呼ばれる)の一部になったことを明らかにした。



これまでの研究においては、ウラジーミルの教会規定とヤロスラフの教会規定は基本的には別個に研究されてきた。しかし、シチャポフの意見を参考にしながら、両教会規定の諸版が基本的には対応する版を有し、それが更に「教会管轄民の規定」「165の教会規則」と一体的に伝承されてきたことを明らかにした。そしてこれらは14世紀中頃のモスクワでギリシア派生の教会法典「コルムチャヤ・クニーガ」(ノモカノン)と一体になるまで、別個に伝承されてきたことも明らかにした。

さらにこの一体的に伝承してきた四文書が14世紀中頃に上述『コルムチャヤ・クニーガ』と一体化する際に、四文書は一体的であるという形式は崩されないまま、詳細は14世紀中頃のモスクワの状況に合致する形で修正が加えられた。つまり、こうして出来上がった新たな『コルムチャヤ・クニーガ』(旧コルムチャヤ・クニーガ+旧四文書の改訂版)は、15世紀半ばの教会法の状況を検討する史料となり得るのである。

こうしてみると、15世紀半ばに生じた教会

法上の変化には、まず(1)教会裁判権の縮小を伴うケースがあった。これは公の裁判権の伸張を伴う場合(窃盗などの案件)それとは無縁に単に縮小された場合(火災案件)家父長権の強化との関係で教会裁判権が縮小された場合(特に家父長権下の娘、妻に関わる案件)場合がある。

また(2)異教徒との接触を禁じる条項が廃止されていることも興味深い。これも当時の状況と結びつく重要な変化と言える。

さらに(3)度量衡に関わる規定も変化を被った。中世教会は度量衡の利用権を有していたことが既に知られているが、その全国的な公認がこの14世紀半ばの段階で法的に初めて規定されたのである。

また違反に対する処罰が、直接的なものから、神の前での裁きを煽る形式に変わっている。

更には教会管轄権の範囲や処罰についての混乱を解決するための細かい調整が行われた。

以上の小括をまとめた上で言えることは、教会はその管轄権を縮小するケースが少ないもの、それは単純に世俗の管轄権の拡大を意味するものではなかったこと、家父長権の拡大などを伴っていたことを明らかにした。このことはすなわち、ロシアの教会法史において、この時期を単純に国家の勝利と教会の従属化の進行した時期と捉えることへの批判となる。15世紀末に教会の隷属化が進んでいくことはある程度言えるとしても、この時期はまだそうした状況ではなかったのである。『14世紀モスクワ社会における公の裁判権と教会裁判権』『中世ロシア研究論文集』(中近世ロシア研究会編)2014年。

更に、これまで中世の国家教会関係の法的側面の歴史を語る際に無思慮な方たちで使われてきたいわゆる「府主教裁判法」がある。私はこの史料そのものの分析を行い、これを当時の国家・教会の法的関係を見るために使用することは、相当に慎重であるべきであるとする結論を出した。

まずは使用されている法的用語を検討し、これがノヴゴロドを中心とした北方地域と関係があると見なせることを明らかにした。次いで類似の法典としての1397年のドヴィナ法、そして『ヤロスラフの教会規定』に現れる文言との比較検討を行い、この「裁判法」が14世紀半ば以降に成立したこと、やはり北方などの地方において成立しことを明らかにした。但し、直接ノヴゴロドと結びつけられるほどの用語的一致はないことも同時に明らかにした。更に表題についても、内容についての検討から、府主教ではなく、あくまで主教裁判に関わる規定であることを明らかにした。また自分自身が法的裁きを行う際の心構えなどが含まれている部分の存在を考慮すれば、この文書は公的な文書というよりもプライベートな文書という特徴が強い。その意味でこの文書は、広義の教会法の

歴史に位置づけられるものであるとはいえ、私的な色合いがあまりに強く、ロシア教会法史の「本流」のような形で扱うことは出来ない、という結論に達することが出来た。(「中世ロシアの府主教裁判法」『岐阜聖徳学園大学紀要』54号、2015年、47-63頁。)

引き続き、時期を下らせ、14世紀末に生じた国家と教会との、伝来する中では最古の協約を中心とした諸法文史料を使って、その意味するところを考察した。これまで、国家或いは教会のどちらかの勝利として解釈されてきた協約(とりわけ1392年のそれ)そのものについても、またこの時期に残る幾つかの史料についても考察し、この段階では両者ともに相手方に対する法的制限を行おうとする意識は相当に薄かったこと、とりわけ国家教会化の一里塚のような扱いを協約に求めることは完全に間違っていることを論じた。

またそれ以外の法文からも様々なことが言えることを明らかにした。

まず1402年の文書は、モスクワ大公ヴァシーリー一世と府主教キプリアンとの教会・世俗裁判権の境界が古いノモカノンに則って遵守されるべきことが記されているのだが、この文章には、具体的なノモカノンとして、特定の版の教会規定が付録として添付されていることが分かる。それはすなわち14世紀半ばのいわゆるチュードフ版コルムチャヤであり、上記の1392年協約の内容と相まって、当時の府主教キプリアンが14世紀半ばの府主教フェオグノスト及びアレクシーの時期の国家教会関係を理想としていること、この時期の形に関係を戻すことを指向していたことを明らかにした。この結論は実は重要である。先行研究ではこの時期の教会が国家と管轄権をめぐって争っており、キプリアンもそうした状況下で、できる限り世俗より管轄権を獲得する・取り戻すことを目論んでいたとする議論があるからである。しかし、現実はそうではなかった。キプリアンは獲得・回復ではなく、古い関係に戻る・復帰することを目指していたに過ぎなかった。彼にとっての理想的な国家教会関係として、14世紀半ばのあり方を示しつつ、これの復帰を目論んでいたのである。

こうした結論は上述の更に大きな結論に結びつくことになる。この時期を国家による教会に対する制限があった時期であるとか、また全く逆に大きく教会は管轄権を国家から奪うことで広げたとする見方は完全にあやまっているのである。(こちらは、2015年度ロシア史研究会大会にて報告した。その上で、「14世紀後半から15世紀初頭のモスクワ大公権力と教会権力」『ロシア史研究』98号、2016年、にて、大会で得られた意見を加味して公刊の予定である(現在査読・校正等を経過し印刷中である)。

全体としての総括的論考はまだ作成できていないが、最後の論文で簡単に述べられて

いるように、この時期の評価はこれまで研究者間で割れてきたものの、国家に対する過度の従属の強調は戒められねばならない。これは単なる予測であるが、教会がそれを支える柱の一つ(ビザンツ教会)を失う15世紀半ばという時機が、法的な表層についてはさておき、重要なのかも知れない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

宮野裕、14世紀後半から15世紀初頭のモスクワ大公権力と教会権力、ロシア史研究、査読有、98、2016、?-?

宮野裕、中世ロシアの府主教裁判法、岐阜聖徳学園大学紀要、査読無、54、2015、47-63

宮野裕、「14世紀モスクワ社会における公の裁判権と教会裁判権」、中世ロシア研究論文集(中近世ロシア研究会編) 査読無、1、2014、57-73

〔学会発表〕(計 1件)

宮野裕、14世紀後半から15世紀初頭のモスクワ大公権力と教会権力、ロシア史研究会2015年度大会、早稲田大学、2015年10月10日

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

宮野裕 (MIYANO, Yutaka)
岐阜聖徳学園大学・教育学部・准教授

研究者番号：50312327